

# 平成 2 4 年 度 事 業 報 告

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

## 一、事業内容

狩猟知識の普及、狩猟道德の向上をはかるとともに鳥獣資源の保護増殖を図り、有害鳥獣捕獲を通じて環境保全に寄与し、適正な狩猟の永続並びに、狩猟事故の絶無を期し、地域社会に貢献するため次の事業を実施した。

### (一) 狩猟事故防止指導事業

1. 平成 2 4 年 1 2 月及び平成 2 5 年 2 月の狩猟死亡事故に対し、平成 2 5 年 1 月 1 1 日に狩猟事故防止合同全体会議、3 月 4 日に狩猟事故緊急役員会議を開催し、狩猟事故内容の検証と事故防止対策の検討を実施すると共に各地区猟友会及び会員あて狩猟事故防止対策の周知徹底を図った。

また各地区猟友会へグループ猟の調査依頼を行い、新たに狩猟事故調査特別委員会を設立及び開催しグループ猟の調査結果を検討し、狩猟グループの代表を対象とした狩猟事故防止研修会を平成 2 5 年 4 月に実施することとした。

2. 狩猟事故及び違反防止のため狩猟事故防止指導員 6 2 名を委嘱し、県下に配置するとともに大日本猟友会長委嘱の安全狩猟指導員 4 8 名と呼応して入猟者の指導に当たった。
3. 平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日に県猟友会主催の狩猟事故防止対策協議会を開催し、県及び県警より講師を招き事故防止の講演とともに狩猟事故の発生状況の報告、事故防止・違反防止、狩猟安全パトロールの協議を行い事故防止の徹底を図った。
4. 各支部毎に地区内のパトロールを行うと共に、パンフレットの作成・配布を行い狩猟事故防止・狩猟マナー向上を呼び掛け、事故防止及びマナーの向上に努めた。
5. 狩猟事故防止における様々な事項について、地区猟友会長あてに通知し会員に徹底した。

### (二) 猟鳥増殖事業

| 鳥 名 \ 支部名 |           | 渋 川 | 沼 田 | 吾 妻 | 藤 岡 | 富 岡 | 高 崎 | 東 部   | 計     |
|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| ヤマドリ      | 1 2 0 日 令 | 1 1 | 1 2 | 7   | 0   | 0   | 0   | 0     | 3 0   |
| キ ジ       | 成 鳥       | 7 9 | 8 4 | 5 2 | 3 7 | 3 6 | 8 1 | 1 3 1 | 5 0 0 |
| 合 計       |           | 9 0 | 9 6 | 5 9 | 3 7 | 3 6 | 8 1 | 1 3 1 | 5 3 0 |

1. 群馬県日本キジ・ヤマドリ養殖組合よりヤマドリ及びキジを購入し、ヤマドリ 3 0 羽は 1 0 月・1 1 月(猟期前)、成鳥キジ 5 0 0 羽は猟期後、可猟地に放鳥した。

支部別放鳥実績

2. キジ・ヤマドリの放鳥効果を高めるため、猟期においてこれら鳥類の増殖に有害なキツネ及びテン等の捕獲を奨励した。
3. 放鳥に足環を付するとともに、県放鳥分も含めて足環回収者に記念品を贈呈し調査の

実績を高めた。

4. 沼田市上発知町 県立森林公園 21世紀の森 第8駐車場内の県有地を借用し、平成24年4月29日鳥類食餌木コナラ300本の実のなる木植栽事業を実施し、現地に『野鳥の森』立看板を設置、野生鳥獣生息の環境整備を行った。

### (三) 会報発行事業

広く県民及び会員に、狩猟及び環境保全に関する知識を高め狩猟道德の向上をはかり、当会事業の理解を求めると共に啓発を行うため次の通り会報を発行し、県市町村（出先機関を含む）、県警本部、各警察署、会員等に配布した。

1. 猟友ぐんま第54号を平成24年10月に2,350部発行。
2. 猟友だより第33号を平成25年3月に2,200部発行。

### (四) 射撃部事業

会員相互間の親睦を図るとともに、銃器の取扱を習熟することによって有害鳥獣捕獲を含む狩猟事故防止・違反防止の実を上げ、地域社会への貢献につなげるため安全狩猟射撃大会を次のとおり開催した。

1. 平成24年度安全狩猟フィールド射撃大会  
5月27日群馬県クレ射撃場において開催された。
2. 平成24年度安全狩猟地区対抗射撃大会  
6月10日群馬県クレ射撃場において開催し、トラップ部門60名、スキート部門42名が参加した。
3. 平成24年度安全狩猟ライフル・スラッグ射撃大会  
7月28日埼玉県長瀨総合射撃場において開催し、ライフル部門13名、スラッグ部門7名、計20名が参加した。
4. 一都八県親睦ライフル・スラッグ射撃大会  
平成24年9月1日茨城県狩猟者研修センター・ライフル射撃場において、当番である栃木県猟友会により開催された。本県の成績は、団体ではライフル部門第4位、スラッグ部門第7位、総合第7位であった。
5. 平成24年度安全狩猟クレ射撃選手権大会  
9月9日群馬県クレ射撃場において開催し、トラップ30名・スキート24名が参加した。優勝者の氏名は群馬県クレ射撃場に選手権者として掲示された。
6. 第7回安全狩猟関東山静ブロック射撃大会  
平成24年9月15日静岡県須山射撃場において、当番県である静岡県猟友会により開催された。当会の出場チームのAチーム、Bチーム共健闘した。

### (五) 猟犬部事業

狩猟事故防止の一環として、猟犬の改善普及及び会員相互の親睦をはかるため、競技会等を次のとおり開催した。

#### 1. 実猟犬猟野競技会

平成25年3月17日藤岡市及び高崎市新町にかかる神流川河川敷において開催。若犬の部5頭、成犬の部20頭、計25頭が出犬した。

### (六) 教育宣伝事業

1. 大日本猟友会報を全会員に配布した。
2. 平成22年度開設したホームページの内容を逐次更新し、情報公開及び情報提供を行い広く群馬県猟友会の実施事業の理解を求めた。また平成24年7月群馬県クレ射撃場のホームページを開設し、射撃場の情報公開及び情報提供を行い、射撃場利用者の利便性を図った。
3. 群馬県猟友会では農林水産業への被害を防止し、農林水産業の振興を図り地域社会に貢献している各地区猟友会の有害鳥獣捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊等について、地区猟友会の枠を超えた有害鳥獣捕獲隊の編成を検討し、アンケートによる現状把握を行った。

### (七) 表彰関係

1. 永年本会の役員として指導及び会の運営に尽力し、本会の発展に寄与した次の氏の功績をたたえ特別功労として表彰した。
2. 永年地区猟友会において会員の指導及び会の運営に尽力した次の各氏の功績をたたえ表彰した。
3. 永年地区猟友会運営に尽力し役員を退任された次の氏に感謝状を贈呈した。

### (八) 群馬県証紙売捌き事業

県条例等により狩猟税等県証紙の売捌き所となっており、狩猟免許税、登録税等について県証紙の売捌きを行った。

### (九) 狩猟災害共済及びハンター保険事業

### (十) 狩猟免許等所持証明発行事業

狩猟登録申請書に添付する二枚目以上の狩猟免許状及び被共済者証の所持証明を発行し、発行件数は499件であった。

### (十一) 狩猟免許更新講習及び更新申請取纏め事業

群馬県の委託を受け、県が行なう3年毎の狩猟免許更新申請において本年度の狩猟免許更新予定会員2,066名に対し、期間更新年度である旨を通知するとともに狩猟免許更新申請の取纏めを行ない、狩猟免許更新講習会を24回実施した。

### (十二) 初心者予備講習会事業

群馬県の委託を受け、県が行なう狩猟者試験の受験の便をはかり、併せて狩猟者の

資質を向上するため予備講習を行なった。実績は次のとおり。

|      |                           |       |                 |      |
|------|---------------------------|-------|-----------------|------|
| 講義内容 | 法令、鳥獣の知識判別、銃器及び猟具の取扱等について |       |                 |      |
| 受講者  | 第1回目                      | 7月17日 | 群馬県公社ビル1階東・西研修室 | 37名  |
|      | 第2回目                      | 9月2日  | 〃               | 26名  |
|      |                           |       |                 | 計63名 |

### (十三) 狩猟者登録申請取りまとめ事業

群馬県の委託を受け、会員の県内外登録申請及び県外よりの登録申請の取りまとめを行なった。県外からの狩猟者は、1, 131名、県内居住者は2, 338名、合計3, 469名であった。

### (十四) 放鳥及び標識類設置事業

群馬県の委託を受け猟期前にキジ120日令、ヤマドリ120日令、猟期後に成長キジを放鳥し、及び鳥獣保護区、休猟区等で制札及びビニール標識等の設置・撤去事業を行なった。

### (十五) 集中捕獲事業

群馬県の委託を受け農林業への被害防止のため、平成24年11月甘楽郡下仁田町神津鳥獣保護区において、下仁田猟友会の有害鳥獣捕獲隊員により、ニホンジカ・イノシシを対象として銃器による巻狩りを実施した。

### (十六) 射撃場運営事業

群馬県より指定管理者の指定を受けた群馬県クレ射撃場の運営を通じて、県民の健全な心身の発達並びに銃器使用者の銃器の正しい取扱技術の習得及び射撃技術の向上をはかると共に、これから猟銃等を所持しようとする者の初心者講習、平成22年度から開始された銃刀法改正に伴う3年ごとの銃所持許可更新申請時の技能講習及び狩猟者の実技研修を実施したほか、地域住民の意見・要望にも配慮し近隣住民との融和と施設への理解とサービスの向上に努め、健全経営を行なっている。

また群馬県クレ射撃場における長年の諸問題を解決するため、群馬県議会に提出していた群馬県クレ射撃場の移転と大口徑ライフル射撃場の新設の請願書が平成24年9月定例議会において採択された。

#### 射撃教習実施状況

|        |       |    |     |      |     |      |
|--------|-------|----|-----|------|-----|------|
| 平成24年度 | 初心者講習 | 7回 | 10名 | 技能講習 | 28回 | 243名 |
|--------|-------|----|-----|------|-----|------|

#### (十七) アマチュア無線開局者による災害時における緊急対策協力事業

平成24年4月17日及び9月24日に群馬県猟友会無線緊急対策協議会を開催し、社会貢献の一環として、災害等の緊急時に一般電話・携帯電話が不通になった場合、またはアマチュア無線の活用が効果的である場合、猟友会員のアマチュア無線を活用し、県市町村・警察・消防の緊急対策に協力することとし、協議会活動の充実を図り、行政との災害時協力における協定について進めていくこととした。

#### (十八) 野生鳥獣肉の放射能検査における検体提供事業

昨年度より引き続き県からの要請により、福島県原子力発電所事故のため飛散した放射性物質の影響による野生鳥獣の放射性物質を測定するため、各地区猟友会より野生鳥獣肉（ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ・キジ・ヤマドリ・カルガモ・マガモ）の検体提供を行った。